

【別紙 2】

立山町上水道施設
運転監視制御システム整備工事
に関する優先交渉権者
選定基準

令和 8 年 8 月
富山県 立山町

目 次

第 1 優先交渉権者決定の体制	3
第 2 審査の手順及び内容	3
1 審査手順について	3
2 審査の内容について	3
(1) 資格審査	3
(2) 提出書類の確認	3
(3) システム導入費用の確認	3
(4) 委員会審査	4
第 3 評価点の配点	4
(1) 1 次審査	4
(2) 2 次審査（技術評価点）	4
(3) 2 次審査（価格評価点）	4
第 4 審査の方法	5
第 5 優先交渉権者の決定	5

別添「評価項目」

本書は、「立山町上水道施設運転監視制御システム整備工事」（以下「本事業」という。）にかかる公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の一部として位置付けるものであり、本事業を実施する事業者（以下「優先交渉権者」という。）の選定に際し、審査方法及び評価項目等を示すものである。

第1 優先交渉権者決定の体制

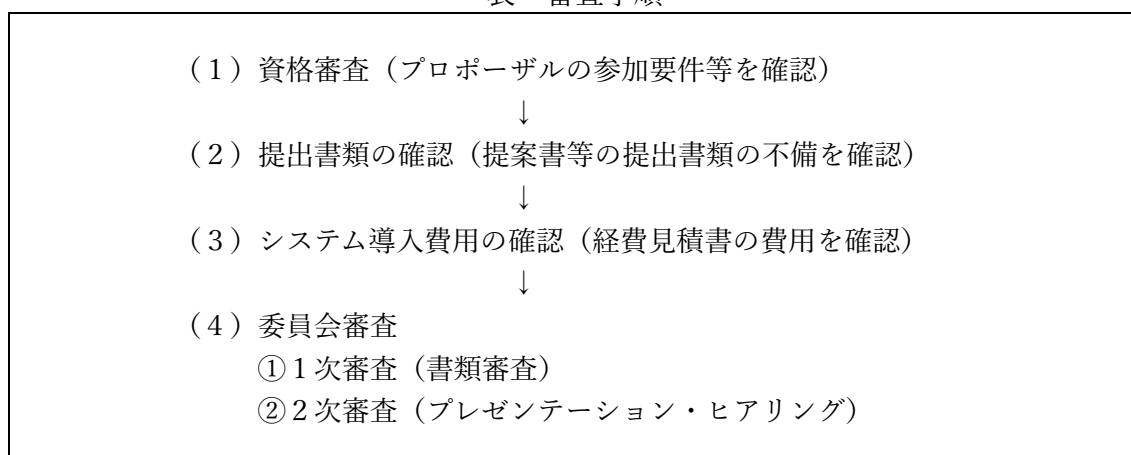
プロポーザル参加者から優先交渉権者を選定するに当たり、提案書等の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置する「立山町上水道施設運転監視制御システム整備工事審議委員会」（以下「委員会」という。）が行う。

第2 審査の手順及び内容

1 審査手順について

審査の手順は、下表のとおりとする。

表 審査手順



2 審査の内容について

(1) 資格審査

プロポーザル参加者について、提出された参加申込書等から、実施要領に示す参加要件及び失格要件を確認し、審査結果を参加者に通知する。参加要件を満たしていない参加者及び失格要件に該当する参加者は、失格とする。

(2) 提出書類の確認

資格審査を通過した参加者から提出された提案書等について、実施要領に基づき作成されているか確認する。不備がある場合は失格とする。

(3) システム導入費用の確認

提案書等として提出された経費見積書（様式4）に記載されたシステム導入費用が、実施要領で定める見積限度額を超過していないか確認する。システム導入費用が、見積限度額を超過している場合は失格とする。

(4) 委員会審査

① 1次審査（書類審査）

委員会は、別添「1次審査の評価項目」に基づき評価を行う。本事業への参加申込が5者以上あったときは、1次審査の評価点数の上位から、4者程度を選定し2次審査を実施する。

② 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

2次審査の参加者は、立山町役場において、提案内容のプレゼンテーションを行う。委員会は、プレゼンテーションを受け、提案内容について細部の確認を行うため、ヒアリングを行う。特に「情報把握」「情報伝達」「情報共有」「機能性」「災害耐性」を考慮し、仕様書に示された水準を効率的かつ合理的に満足する提案となっているか、また提案内容の具体性や信頼性、経済性等を確認し、別添「2次審査の評価項目」に基づき評価を行う。

2次審査の日程等については、後日、対象となる参加者に対して個別に通知する。

第3 評価点の配点

(1) 1次審査

1次審査では、工事遂行能力として20点を配分する。

(2) 2次審査（技術評価点）

2次審査のうち、技術評価として100点を配分する。

(3) 2次審査（価格評価点）

2次審査のうち、価格評価点はシステム導入費用に対する評価として35点、ランニング費用に対する評価として45点、計80点を配分する。

① システム導入費用について

システム導入費用に対する評価点については、下記の計算式により算出する。

【参加者のうち最も安いシステム導入費用（円）】÷【参加者のシステム導入費用（円）】×35（点）

② ランニング費用について

ランニング費用に対する評価点については、下記の計算式により算出する。

【参加者のうち最も安いランニング費用（円）】÷【参加者のランニング費用（円）】×45（点）

第4 審査の方法

委員会の各審査員は、提案書等の確認やプレゼンテーションを受け、別添「評価項目」に基づき、評価項目ごとにA～Dの4段階のランクを判定し、評価を行う。評価項目ごとに与えられた配点に、審査員が判定したランクに基づく係数を乗じ、評価項目別の点数を求める。

評価項目別の点数を合計したものを審査員の点数とする。各審査員の点数の平均点に、価格評価点を加えたものを、参加者の合計評価点とする。合計評価点は、少数点第1位を四捨五入して求める。

表 評価基準と係数

ランク	評価基準	係数
A	特に優れている	1.0
B	優れている	0.7
C	やや劣る	0.5
D	劣る	0.2

第5 優先交渉権者の決定

委員会審査の結果から、優先交渉権者の決定については、以下のとおりとする。

- ①合計評価点が、最も高い参加者を、優先交渉権者に決定する。
- ②合計評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、当該の参加者のうち、価格評価点が最も高い参加者を、優先交渉権者に決定する。
- ③ ②のとき、価格評価点が最も高い参加者が2者以上あるときは、当該の参加者のうち、ランニング費用に対する評価点が最も高い参加者を優先交渉権者に決定する。
- ④ ③のとき、ランニング費用に対する評価点が最も高い参加者が2者以上あるときは、当該の参加者にくじを引かせ、優先交渉権者を決定する。
- ⑤優先交渉権者と事業契約の合意に至らなかった場合は、次点の参加者を優先交渉権者とする。

○ 1 次審査の評価項目

	評価の視点		配点
工事遂行能力	①	本事業に類似した工事等について、十分な施工実績を有しているか	10
	②	本事業を適切かつ確実に実施できる組織体制となっているか	5
	③	主任技術者等の工事遂行能力及び施工実績は適当であるか	5
		合 計	20

○ 2 次審査の評価項目

		評価の視点		配点
技術評価	工事工程	①	円滑な施工が可能であり、余裕のあるスケジュールとなっているか	10
	システム構築	②	クラウドによるデータ管理や、水道プラットフォームとのデータ連携について、十分に理解しているか	10
	システムの有用性	③	システムの機能拡張や縮小、変更等に対して柔軟に対応可能か	10
		④	システム全般の利便性があり、使いやすさへの配慮があるか	15
	信頼性とセキュリティ	⑤	データの信頼性とセキュリティーは構築されているか	15
		⑥	各施設間の通信回線について、安定性やメンテナンス性、災害耐性等が確保されているか	15
	保守・サポート体制	⑦	保守・サポート体制が構築されており、システム異常時の迅速な対応が可能であるか	15
	提案書・プレゼンテーション	⑧	実施要領や仕様書に沿った提案内容となっているか	10
価格評価	システム導入費用	⑨	詳細は「4(2)① システム導入費用について」に記載	35
	ランニング費用	⑩	詳細は「4(2)② ランニング費用について」に記載	45
			合 計	180